



## 遺族の面談依頼に応えない市長

# 伊藤哲さん夫人、内容証明を送付

8月30日、岐阜市議会無所属クラブと細江市長との9月議会前の懇談会が開かれました。冒頭、服部代表から「市役所本庁舎8階から飛び降り、自死された伊藤哲さんの公務災害認定が確定」した経過を踏まえて「判決確定後、市長はご遺族とお会いになりましたか？」と問いが。対し「会っていない、依頼も無い。」(市長)と回答。

**だが、伊藤夫人からの手紙(8月19日消印・判決文同封)には**

19日消印の夫人からの手紙が、松原のりかず に送付されています。これを、上記懇談会で松原が読み上げました。文中には、「公務災害認定が決定して以来、市役所に市長面談と謝罪を依頼していますが、未だに連絡がありません。許せません。そこで、今日の弁護士会議で市役所に内容証明を送付することになりました。・・・市役所と市長の責任は重大です。」(伊藤左紀子)と「記載あるが、本当に依頼は無いのか？」(松原)

**内容証明は、今朝届きました。電話(依頼の)は個人的な電話・・・**

伊藤夫人の手紙を読み上げると、「内容証明は今朝、届きました」(市長公室長)と回答が変わった。「今、依頼も無いと冒頭に市長回答されたが、事実と違うではないか」(松原)「電話(依頼)は、個人的な電話で、依頼(正式?)ではない。」(市長公室長)「(判決確定後に)遺族が、市長公室長へ個人的な電話をしますか？」(松原)

**名古屋高裁傍聴席に、岐阜市役所人事課がいたのに・・・**

高裁傍聴席には、人事課職員が着席していた。その後の判決確定のニュースはマスコミ各社が報道済み。裁判経過を知らなかったとは言えない。が、遺族からの面談依頼に応えない？ 判決「公務災害」が確定しました。労務管理の最高責任者は10年前当時も、現在も、細江市長です。

判決文中の、「パワハラに関する記載を読み上げ」松原のりかず が指摘しました。『「依頼も無い」(市長)ではなく、「逆ではないか？ 公務災害確定時点で遺族に、労務管理最高責任者の市長として謝罪の電話があっただけ」(松原)』ところが、『公務災害遺族から面談依頼の内容証明が送付されるなど、極めて不名誉なことである。』9月議会前に面会されるように指摘しました。

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

# 伊藤哲さん公務災害認定高裁判決（抜粋）

## パワハラ部分の一部

……業務負荷分析表では、上記出来事は、「6 対人関係等の職場環境」のうち「職場上司と人間関係でトラブルがあった」か「職場の部下と人間関係でトラブルがあった」の類型に該当すると考えられ、河島部長の行為は、結果的に亡哲を孤立させるものであり、後関問題など通常の業務のやり方とはいいにくいものであったことからすると、亡哲に過重な負荷を与えるものであったと判断することができる。

これに対して、控訴人は、……その心理的負荷の程度は「中」ととどまる旨主張するが、前提とすべき事実経過が異なるものであり、採用することができない。……亡哲に生じた上記各出来事は、全体としてみれば、おおむね心理負荷評価の場合と同様に評価できるものといえることができ、亡哲の業務は、業務負荷分析表によっても、強い負荷となるものであったと判断することができるものといえる。

そして、亡哲の精神疾患発症と本件災害との間には相当因果関係が認められることは、原判決が第3の5で説示するとおりであるから、本件災害には業務起因が認められる。

（全34ページの高裁判決文より）



松原のりかず

☎058-253-2500